

2025 (R7) 年8月11日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.35

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B

TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



5月5日、久しぶりの映画鑑賞でした。火災のあと令和5年末に再建された小倉昭和館です。とてもきれいになりました。大手映画館では掛けないマイナーな名作を手ごろな料金で提供してくださる、ありがたいシアターです。今回はパブロ・ベルヘル監督のアニメ作品「ロボット・ドリームズ」(2023年)でした。

ドッグとロボットの友情がテーマで、102分という長尺なのにセリフが一切ありません。音楽とキャラクターの表情でストーリーが淡々と流れていきます。大切なひとを想う気持ちが溢れていて、懐かしいアース・ウィンド・アンド・ファイアーの『September / セプテンバー』の歌詞もぴったりです。

ロボットとドッグの親密な関係とは対照的に、いじわるなアリクイやペンギン、マイペースなダックも出てきて、そのコントラストで二人の友情が際立ちます。改めて、想う人がいるのは素敵だなと温かい気持ちになりました。

独り深夜にテレビをザッピングして過ごすドッグ、夜に海辺を走るドッグを見つめるピエロの頭、セントラルパークでのダンスシーン、ロボットにブランケットをかけてあげるドッグ、ひとりぼっちのビーチでドッグと会える夢を何度も見るロボットなどなど、心打たれるシーンがたくさんありました。うまくまとめられませんが、人を信じる温かい気持ちで映画館を後にしました。

— 相続の解決事例 — 相続開始から8年後に放棄申述受理

平成29年に亡くなられたAさんの法定相続人であるBさんに対して、8年後の令和7年になってAさんに関する金銭請求がありました。それを知ったB

さんが相続放棄を当事務所に相談されたケースです。

- ① 民法915条は、「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。」と定めています。つまりBさんはAさんが亡くなり、自身が相続人であることを知ったときから3か月以内に相続放棄をする必要があると解されます。
- ② しかし、最高裁昭和59年4月27日判決は、相続人において…(中略)…3か月以内に相続放棄等をしなかったとしても、それが相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合には、…(中略)…相続人が相続財産の全部若しくは一部の存在を認識した時、または、通常これを認識しうべき時から起算するのが相当であると判示しました。
- ③ 本事案では上記の最高裁判決等を引用の上、諸事情を踏まえれば、民法915条1項所定の熟慮期間(3か月)は令和7年に金銭請求があったことを知ってから起算されると主張しました。その結果、裁判所に相続放棄の申述が受理され、相続放棄申述受理証明書が交付されました。

ここでいう相当な理由の有無は、これまでの裁判例等を踏まえて、具体的事案ごとに判断されますので、まずは法律専門家に相談することが大切といえそうです。

(※ 依頼者の方から書面による承諾を得て解決事例を掲載しています。)